

磯村 尚弘*

Naohiro ISOMURA *



ソ連占領期東ドイツにおけるソルブ民族運動 (1945-1949)

The Sorbian National Movement in East Germany during Soviet Occupation (1945-1949)

1. はじめに

この研究ノートは、ソ連占領期東ドイツにおけるソルブ民族運動について調査、考察したものである。『貿易風』第10号において筆者は、現在のドイツ連邦共和国に居住するソルブ人の歴史と第二次世界大戦後のドイツ民主共和国のソルブ人政策について調査、考察した。ソルブ人は6世紀に現在のドイツに入植し、10世紀以降ドイツ人諸侯の支配を受けてきたが、19世紀にはじまった民族再生運動をきっかけにもソルブの知識人たちによって、ソルブ語やソルブ文化の保護育成が行われるようになった。こうした活動はドイツ帝国やナチス政権に弾圧されたが、第二次世界大戦後誕生した社会主義国家であるドイツ民主共和国はソルブ語やソルブ文化を保護する政策をとり、ソルブ文化は復興した。しかしこうした保護政策はあくまで社会主義、共産主義イデオロギーの許容する範囲内での保護政策であり、少数民族政策が成功しているプロパガンダとして利用された側面もあったという点を指摘した¹⁾。

本論文ではさらに対象をしばり、1945年から49年にかけてのソルブ民族運動について、特にこの時期にソルブ民族運動を率いた「ドモヴィナ (Domowina)」や「ソルブ人委員会 (Narodny wuběrk / Sorbischen Nationalausschuss)」 「ソルブ人議会 (Serbska narodna rada / Sorbischen Nationalrat)」といった団体の活動を中心に調査し考察する。

2. 終戦直後の状況

ソ連軍が占領し、後にドイツ民主共和国が誕生するドイツ東部は、終戦直後どのような状況にあったのか。斎藤哲によれば、ソ連占領直後の戦災被害は、最近の研究によりこれまで考えられていたよりもひどくはなかった。例えば、そもそもドイツ中部における一人当たりの電気生産量はドイツ西部よりも多く、工業と農業全般の取引量は西ドイツと同等であり、戦争の被害については、ドレスデンやライプツィヒといった大都市は大きな被害が出たが、全体としては1944年末までに建設された生産設備の約20%が失われたただけであった²⁾。つまりソ連が占領した地区は戦前同様に生産力のある地区であったが、この地区には工業用としては化学製品製造のための燃料としてしか使い道のない褐炭、それにカリ塩を別とすれば原料がなく、しかもドイツは東西に分割占領されたため西から東への原料の供給がほぼ途絶えてしまったので、ソ連占領地区の経済は、少なくともその出発点においては、いわば土台を欠いた骨組みだけの建物であった、と斎藤は指摘している³⁾。

そしてこうした脆弱な経済体制をさらに弱めたのがソ連による賠償取立てであった。1945年2月のヤルタ会談では総額20億ドル相当の現物による賠償をドイツに課し、その半分をソ連が受け取ることが認められた。さらにこの賠償問題は1945年7月から8月のポツダム会談でも協議されて、英米仏ソの4か国がドイツを

*中部大学非常勤講師

分割占領してそれぞれの占領地区で現物による賠償取立てが合意された⁴⁾。この合意に基づいてソ連は、ドイツ東部から工場や鉄道施設などを解体してソ連に運び出すなどして現物の賠償取立てを大規模に行った。松戸清裕によればこれは自国の復興に役立てるとともに、ソ連占領地区に当時はまだドイツ民主共和国という社会主義国家が誕生する事態は考えられてもいなかったから、第一次世界大戦でも第二次世界大戦でもロシアやソ連を苦しめたドイツの復興を遅らせるためでもあった、という⁵⁾。

3. 終戦直後のウジツァ地方とソルブ人

ドイツ東部における戦争被害は、これまで考えられていたよりは軽微だったとはいえ、ソルブ人が居住するウジツァ（Łužica）（ラウジッツ（Lausitz））地方に少なからぬ損害を与えた。多くの村が戦場となり荒廃して、農産物の生産に打撃を与えた。

1945年のソルブ人の社会構成をみると、その人口の半分が規模の小さい自作農であったが、自らの土地を持たない貧農も多く存在した。そして人口の5分の1ほどが工業や農業で働く労働者であり、教員や聖職者といった知識人はわずかであった⁶⁾。

さらに第二次世界大戦末期から大戦後にかけて中東欧から多くのドイツ系住民が避難民としてドイツに流入した。木村護郎クリストフによれば1949年11月までに後のドイツ民主共和国となるソ連占領地区においては全住民の約4分の1にあたる434万7377人の避難民が確認されている⁷⁾。彼ら避難民の多くは再び故郷へ帰還することを望んでいたためなるべく国境付近にとどまろうとし、また戦災被害の大きかった都市部よりも村落に多く流入したという⁸⁾。そのためソルブ人が居住する地区におおくの避難民が流入した。木村によるとブディシン（Budyšin）（バウツェン（Bautzen））、カミエン

ツ（Kamjenc）（カメンツ（Kamenz））の両郡の総人口に占める避難民の割合は1948年8月31日でそれぞれ21.6%と18.4%であった⁹⁾。こうした状況は、ソルブ人のおかれた状況をさらに悪化させた。

また1946年にドモヴィナが、ソルブ人が居住する村落を対象にソルブ人の人口と、各村落に流入したドイツ人避難民の統計調査を行ったところ、総人口の20%以上がこうした村落に流入した難民であり、さらにいくつかの村落では人口の80%を避難民が占めていたという¹⁰⁾。

こうした状況はソルブ語やソルブ人の文化に大きな影響を与えた。例えばソルブ人の居住する地区に流入したドイツ人避難民のなかに相当数のカトリック教徒が含まれており、1939年に後のソ連占領地区においてカトリック教徒は108万3000人であったが、1948年には210万人とほぼ倍増している。そしてこのことによって、カトリック教徒のソルブ人が居住する地区で大方成り立っていた住民＝カトリック教徒＝ソルブ人という等式が成り立たなくなっていった¹¹⁾。

ただこうした影響は地区によって違いがあったとエドムント・ペツヒは指摘している。ソルブ人居住地区の中心であるカミエンツでは、避難民がその地区に適応していく過程というのは、彼らがソルブ語を完全に習得する過程であることを意味していたが、ドイツ語とソルブ語の2言語が使用されていた別の地区では、ドイツ語の使用がさらに強制されて同化されていったという¹²⁾。

4. 終戦直後のソルブ民族運動

ナチス政権時代に弾圧を受けたソルブ人にとって、第二次世界大戦にドイツが敗北し、ナチス政権が崩壊したことは一つの大きな転機であった。特に1945年から47年にかけてはソルブの民族運動が高揚した時期である。大戦末期

にソ連軍がドイツに侵攻した際、かなりのソルブ人がソ連軍を敵視しなかったし、またウジツァのいくつかのソルブ人の村では、住民がソ連軍やポーランドの武装勢力の侵攻をおそれて避難した一方、カミェンツのいくつかの地区ではソルブ人住民が白旗とともにソルブの旗を掲げたという¹³⁾。

こうしたなか二つのグループが活発な活動を展開した。それは「ドモヴィナ」と「ソルブ人委員会」である。ドモヴィナは1912年10月13日にヴォイエレツィ (Wojerecy) (ホイエルスヴェルダ (Hoyerswerda)) で、31あったソルブ人の文化団体の代表者によって設立された。その後1937年に当時のナチス政権によって団体の解散と活動の非合法化、出版活動の禁止を命じられ、団体が所有していた財産が没収されたが、1945年5月10日にクルスチツィ (Chróścicy) (クロストヴィツ (Crochwitz)) で再び設立され、ソ連に活動を許可された¹⁴⁾。

理事会は共産党員の2名、社会民主党員の1名、キリスト教民主同盟の党員の1名、政党に所属していない1名の理事で構成されており、理事全員がナチス時代に強制収容所に投獄されていた。理事長は共産党員であるパウオウ・ネド (Pawoł Nedo) であった¹⁵⁾。

もう一つは「ソルブ人委員会」である。そもそも19世紀からソルブの知識人はポーランドやチェコ、スロヴァキア、セルビア、スロヴェニアといった他のスラヴ諸民族の知識人たちと多様な交流を行ってきたが¹⁶⁾、その中でもソルブの知識人はチェコとスロヴァキアへ大きな期待を寄せた。特に第一次大戦後チェコスロヴァキアが独立すると、この新国家はソルブ人の民族運動を支援してくれると期待したのである。こうした背景をもとに、当時ドモヴィナの理事長であったアルノシュト・バルト (Arnošt Bart) はジャーナリストのヤン・ブリル (Jan Bryl) とともに、会議での発言は認められない

ながらヴェルサイユ会議に出席するチェコスロヴァキア代表団に同行している。彼はそこでソルブ人の自治を訴える意見書を提出するが、ドイツに帰国後逮捕され、有罪判決を受けた。さらにチェコスロヴァキアに友好団体である「ウジツァ友の会 (Společnost přátel Lužice)」が1907年に設立されている。その後も両者は良好な関係を維持したが、ナチス政権樹立後、前述したようにドモヴィナは活動を禁止され、またチェコスロヴァキアも1938年にドイツに併合されてこうした民族運動は抑圧された。

第二次大戦後、これまでの活動を復活させ、さらに良い条件でソルブ人の言語、文化における活動を行えるよう訴えるために、1945年5月9日にプラハで亡命したソルブ人によってソルブ人委員会が設立された。この設立はチェコスロヴァキア側からも支持されており、例えば当時首相であったズデニェク・フィールリンゲル (Zdeněk Fierlinger) や共産党書記長であったクレメント・ゴットワルト (Klement Gottwald) らからこうした活動への支持を得ていた。ドモヴィナと民族委員会は密接な関係をすでに持っていたが、1945年9月17日に両組織が「ソルブ人議会」を設置しさらに関係が強化された¹⁷⁾。

こうした団体が終戦直後のプラハで設立された背景には、戦前の友好関係もあるが、終戦直後の状況も大きく影響しているといえる。ルートヴィッヒ・エレによれば、1945年以降ドイツとチェコスロヴァキアの国境地帯であるズデーテン地方からドイツ系住民が強制追放されたために労働力が不足し、またウジツァは戦争の被害を受けていたため、多くのソルブ人がチェコスロヴァキアへ移動し働いていた。チェコスロヴァキア側もソルブ人の子供たちのための学校を設置したり、長期滞在するソルブ人の子供たちを支援したりしたという¹⁸⁾。さらにエレはチェコスロヴァキアで暮らしていたソルブ人

を7つのグループに分類している。まず(1) チェコ側の仲介によって国境地帯で働いていた労働者、(2) ドモヴィナやソルブ人議会が仲介してチェコスロヴァキアで教育を受けていたソルブ人の生徒や学生、(3) チェコスロヴァキアに來たソルブ人の生徒の面倒を見るために任命された教師や聖職者、(4) チェコスロヴァキア側とソルブ側の仲介によらず個人的に職を求めている人々、(5) チェコスロヴァキアに数週間滞在するために訪れていた子供たち、(6) ソルブ人の祖先をもつ、ズデーテン地方で暮らしていたドイツ人。強制追放後故郷へ再び帰還することを試みていた、(7) 1945年以前にチェコスロヴァキアに來ていたソルブ人。彼らはたいてい国境地帯ではなくプラハや他の都市で暮らしていた、である¹⁹⁾。なお、6番目と7番目のグループは少数であったという。こうした人々を合わせると1000人以上のソルブ人がチェコで暮らしていたという²⁰⁾。

こうしてソルブ民族の民族運動を行う3つの団体が誕生したわけだが、こうした団体が活動目標として設定した目標がその後のウジツァの地位について重要な役割を果たすようになる。ペツヒによればその目標とは(1) ウジツァをドイツから分離させてソルブの自治領とし、チェコスロヴァキアに統合させる、(2) ソルブ人の独立国を建国する、(3) ソルブ人の利益が最大限保障されたうえでドイツにとどまる、の3つ存在したという²¹⁾。ソルブ民族委員会とソルブ人議会は、(1) のチェコスロヴァキアへの統合を目標とした。しかしこの目標は以下の4つの要素に大きな影響を受けていたとデトレフ・コッチュは指摘している。すなわちそれは(1) 連合国の姿勢、(2) ドイツの姿勢、(3) ソルブ人自身がこうした主張に対してこれまで意見の一致ができなかったこと(4) ソルブ人問題について、異なる背景から発言することを要求していたチェコスロヴァキア、ポーランド、

ユーゴスラヴィアといった周辺諸国の利害関心である²²⁾。またプラハのソルブ人委員会と委員会の指示で各村落や地区に作られた支部は、ソルブ民族の真に政治的な代表であると認識されていたので、委員はそれぞれの村落や地区で選出されるか選挙によって信任された²³⁾。民族委員会の代表団は1945年の7月26日にソ連軍政司令部のゲオルギー・ジューコフ(Georgij Žukov / Георгий Жуков) 元帥のもとを訪れ、直接ウジツァのドイツからの分離とチェコスロヴァキアへの統合を陳情した。また同時期に代表団のひとりであったユリイ・ツイジュ(Jurij Cyž) が直接スターリン宛に陳情書を送っている²⁴⁾。

一方ドモヴィナはソルブ人議会の方針に従いつつも、ウジツァで実践的かつ文化活動に専念しており、ソルブ人議会がドイツからの分離を訴えている一方で、前述した(3)の路線である、ソルブ人の利益が最大限保障されたうえでドイツにとどまるという選択肢にも理解を示している。彼らはドイツ人とソルブ人が協力して活動を行う準備をすすめ、1945年7月にはこれに関する提言を発表し、さらに同年10月には「ドモヴィナの活動目標と基本方針」という文書で、民族の地位の完全な平等と民主主義を基盤としたうえで、ウジツァは今後もドイツにとどまる、という選択肢を原則的に排除しないとした²⁵⁾。こうしていくつかの選択肢に理解を示しつつ主に文化的な活動に専念するといういわば中道といえる方針をとった。

またドモヴィナは14歳以上のソルブ人が会員となることができたので、ブディシン郡を中心にソルブ人住民の信頼を得て急速に会員数を増やしていった。例えばペツヒによれば1945年夏にはブディシン郡で約9500名が会員登録を行い、1946年には10199名、47年には12329名と増加した。またカミエンツ郡においても1947年に4000名が登録している。当

時のブディシン郡のソルブ人人口が27131名、カミエンツ郡のソルブ人人口が6866名であるので、ドモヴィナが強く支持されていることがわかる²⁶⁾。

一方下ソルブ語を話すソルブ人が居住する下ウジツァ地方は状況が異なった。この地域はドイツ語との2言語使用の歴史が長くドイツへの言語的、文化的同化が進んでいたもので、民族運動がブディシンを中心とした地域に比べて発展しなかった。さらに警察や地方行政機関の、ドモヴィナの活動への妨害も続いていた。ドイツの地方行政機関はソ連軍軍政本部にある程度は活動の合法性を認められていたので、こうした事情を背景にドモヴィナの活動を認めていなかったのである。しかしこうした状況のもとでドモヴィナは民族運動の拠点を築き、1949年1月によりやく州政府に下ウジツァでの活動が認められた²⁷⁾。

1945年の段階では密接な関係を保っていたブラハのソルブ人委員会とドモヴィナであったが、こうした活動方針の違いにより次第に対立を深め、1947年には最終的に関係は決裂する。ただドモヴィナはドイツ国外でのソルブ人問題の解決をあきらめたわけではなく、1947年5月に公表された覚書には、ウジツァ地方のドイツからの分離を考慮に入れた主張を行っている²⁸⁾。

しかしベツヒは、ソ連ないしはソ連軍軍政本部が1946年までウジツァの問題に関しての見解を明確にせず、1947年のザクセン州憲法案において初めてウジツァをドイツ領であるとする見解を支持したことから、この覚書はこうした見解に対してドモヴィナの主張を明らかにするために公表されたと指摘している²⁹⁾。一方コッチュは、ソ連はウジツァについて1945年から1946年にかけて調査し、46年には政府内でウジツァのドイツからの分離とチェコスロヴァキアへの統合は認めないという決定を下していた、と指摘している。

コッチュによればソ連軍軍政本部はソルブ人からの、ウジツァのドイツからの分離、チェコスロヴァキアへの統合要求に対処するために1945年に軍政本部司令官の政治顧問であるヴラディミル・セミョノフ (Vladimir Semjonov / Владимир Семёнов) を長とする視察団をつくり、ソルブ民族について、その文化やチェコとの関係について調査した。視察団はウジツァ全域で調査を行い、彼らが民族としての結束を保ち、閉鎖的な家族集団を形成して生活し、日常生活においてドイツ語ではなくソルブ語を用い、伝統的な生活習慣に従って生活していること、そしてこれはブディシンやカミエンツ、ベワウオダ (Běla Woda) (ヴァイスヴァッサー (Weißwasser)) で特に顕著であることを報告している。さらに調査団は、ソルブ人はドイツ人よりもチェコ人に親近感を抱いていること、そして両者はドモヴィナを通じて密接に交流していることも報告している³⁰⁾。

しかしコッチュによると1946年1月4日にセミュノフは外務省のドイツ政治を担当していたアンドレイ・スミルノフ (Andrej Smirnov / Андрей Смирнов) と共に、視察団の報告は十分に根拠のあるものとして評価できず、ドイツにおけるソルブ人の同化に関するさらなる報告を要請した³¹⁾。

こうした決定の背景には、ソ連はソルブ人からの要求にたいしてこの時期有効な対処ができず途方に暮れていたことがあったとコッチュは指摘している。特にドモヴィナがこの時期に分離、統合以外の要求をソ連側に伝えてきていた。それは、(1) ソルブ人が居住する地域の行政に関する任務をチェコスロヴァキアへ移すこと、(2) ソルブ人が居住する地域で勤務しているドイツ人の市町村長、教師、警察官のすべてを罷免すること、(3) ソルブ人の戦争捕虜をすぐに釈放すること、(4) ソルブ人のポーランドからドイツへの強制移住やドイツからチ

ェコスロヴァキア（特にズデーテン地方）への移住をやめさせること、である³²⁾。こうした要求にソ連側は対応を苦慮していたのである。

セミュノフとスミルノフの報告をもとに、ソ連外務省は、ソルブ人に問題について以下の決定を行い、ヴァチスラフ・モロトフ外相（Vjačeslav Molotov/Вячеслав Молотов）も1946年1月9日に承認した。それは、(1) ソルブ人の要求するチェコスロヴァキアへの統合は認めない、(2) ソルブ人の要求に譲歩するために、報道されないよう地方に限定したレベルで、以下の措置を行う。a) ソルブ人が地方自治機関の運営や民主的な法律の執行に関してドイツ人と同じく参加できるようにすること、例えば裁判でドイツ人がソルブ人の権利を侵害しないこと、b) ドモヴィナがソルブ語新聞「Nowa Doba（新時代）」を発行すること、c) ソルブ語で授業を行い、ナチス時代に禁止され、破棄させられたソルブ語の教科書を新たに発行すること、d) ソ連占領地区に存在するソルブ人文化諸団体や民主的な諸団体に同意を得ること、(3) これまで行われてきた分離統合に関するいかなるプロパガンダも認めないこと、である³³⁾。なお、(2) の措置で、目立たず報道されないように行う決定がなされたのは、これまで続いてきたドイツ人とソルブ人の間の緊張関係をできるだけ刺激させないという配慮があったためと思われる。

ソルブ人委員会とソルブ人議会はその後もこれまでの目標を追求しようとしたが、ソ連のこうした方針が明らかになったことで彼らの活動は挫折し、衰退した。また1948年にはブラハにもチェコスロヴァキア政府によってドモヴィナの支部の設立が強引になされ、「反動的」とみなされたソルブ人議会の活動を制限した³⁴⁾。これ以降ドモヴィナがソルブ民族運動の主体となっていくのである。

5. ドモヴィナと政党の関係

終戦直後から活動を再開したドモヴィナは中道といえる路線をとりながら主に文化活動に活動の中心をおいていたことはさきほど述べたが、1946年ころからドイツの政党との関係について模索するようになる。当時ドモヴィナの代表であったネドは1946年にウジツアの農民や労働者のための政党について論じ、その後すぐにこうした政党の設立方針を明らかにしているが、ソ連軍軍政本部はこうした政党の設立を許可しなかった³⁵⁾。ドモヴィナは政治活動を断念し、文化活動に専念するようにとされたのである。そのためドモヴィナは活動方針を変えて、当時設立されたドイツの政党の活動を支援して、ソルブ民族の権利向上を図ろうと考えるようになった。ソ連占領地区では共産党(KPD)と社会民主党(SPD)という労働者政党と(両政党は1946年に「社会主義統一党(SED)」に統一された)、キリスト教民主同盟(CDU)と自由民主党(LDPD)というブルジョワ政党がソ連軍軍政本部から活動を許可されていた。こうした政党の中で社会主義統一党がソルブ人の権利向上の問題に理解をしめし、積極的にこの問題に関与していた。さらにソルブ人が開催する行事に社会主義統一党の幹部が出席して、ソルブ人の権利向上のための活動を積極的に支援することを表明している。社会主義統一党がこのような親ソルブ的な姿勢をとっていたのは、ドモヴィナをいわば「かなてこ」のように利用し、ドモヴィナを通じて党へのソルブ人の支持を拡大し、彼らを効率的に国家システムの中に組み込むためであったという³⁶⁾。ドモヴィナは社会主義統一党を支持し協力することになるのだが、こうした方針をドモヴィナがとったのは社会主義統一党の親ソルブ的な政策だけではなく、ソ連軍軍政本部の影響もあったからであるとベッヒは指摘している³⁷⁾。実はソ連軍軍

政本部はこの頃ソルブ人政党の設立と選挙を許可していたのだが、ドモヴィナの幹部は、ソ連軍軍政本部からたびたびドモヴィナの活動が成果をあげるためには社会主義統一党と活動を共にすることが必要である、とくぎを刺されていたという³⁸⁾。

こうしたドモヴィナと社会主義統一党の密接な関係は、ドモヴィナの持っていた行動の自由裁量の余地を目に見えて制限し始めた。社会主義統一党がドモヴィナに対し、様々な要求を主張し始めたからである。まず、社会主義統一党は、ドモヴィナの会員が社会主義統一党以外の政党から立候補することを禁止させた。こうした措置はドモヴィナの活動とは相容れないものであったが、ドモヴィナ側もこの措置に従うよう、会員に強制した。これに対しいくつかの地方支部の代表はキリスト教民主同盟からの立候補を模索したという³⁹⁾。こうした協力の結果、1946年の市町村議会選挙で、社会主義統一党はソルブ人が居住する地区で平均10%以上の得票率を得た。これはザクセン州の平均得票率を超える値であった。こうした結果からキリスト教民主同盟もソルブ人の指示を得るべく積極的な活動をするようになる。こうした政党間の支持獲得競争から、ソルブ人の少数民族としての権利を保障する法律の制定を求める動きが起り、1948年のザクセン州におけるソルブ人の権利を保護する法律（das Gesetz zur Wahrung der Rechte der sorbischen Bevölkerung）制定に至った⁴⁰⁾。

冷戦が深刻さを増した1948年頃よりソ連は自陣営の結束を強化するために東ヨーロッパの社会主義諸国の統制を強めた。1949年にソ連占領地区はドイツ民主共和国（東ドイツ）として独立したが、独立後の東ドイツはソ連を模範とした国家建設を行った。

政党に関しては、実質社会主義統一党の一党独裁体制であったが、表向きは独立前の複数政

党制を維持し、他政党はいわば衛星政党として活動することを認められた。

またドモヴィナもこの時期から東ドイツのシステムの中にさらに取り込まれていくようになる。社会主義統一党からの統制が強化され、当時東ドイツにあった他の大衆組織と同様国家体制へ服従することを迫られた。1950年3月4日に行われたドモヴィナの第4回総会に出席した代表のネドは、その総会で示された、ソルブ民族を「新しい生活へと導く」というドモヴィナの今後の課題をみて、ドモヴィナが完全に国家体制に取り込まれたことを悟ったという⁴¹⁾。

6. まとめ

第二次世界大戦におけるドイツの敗北は、ソルブ民族運動にとってそれまでの抑圧的な政策から解放されるおおきな転換点となった。終戦後ソルブ人はドモヴィナやソルブ人委員会、ソルブ人議会といった団体をウジツアやチェコスロヴァキアに設立し、文化活動やソルブ人への労働の仲介、教育支援など様々な活動を行った。こうした活動とともにウジツアをドイツより分離してチェコスロヴァキアへ併合させるべきだとする政治的な要求も行われたが、ソ連の支持を得られず挫折した。こうしたなか、ソルブ人団体の中でいわば中道的な姿勢をとり、文化活動に活動の中心をおいていたドモヴィナが発展していく。ドモヴィナは終戦直後から着実にソルブ人会員を増やしていった。そしてドモヴィナは、親ソルブ的な政策をはやくから主張していた共産主義政党である社会主義統一党を支援していくが、両者の関係が密接になるにつれてしだいに社会主義統一党に取り込まれていく。そしてドイツ民主共和国建国後、政権を担った社会主義統一党によってソルブ人の言語や文化を保護する政策がとられるが、ドモヴィナの活動には常に政府や社会主義統一党の統制があったのである。

【注】

- 1) 磯村尚弘「ドイツ民主共和国における少数民族政策」『貿易風：中部大学国際関係学部論集』（中部大学国際関係学部）Vol. 10（2015年4月）：171-180頁。
- 2) 望田幸男『世界歴史大系ドイツ史3：1890年～現在』（山川出版社、1997年）、430頁。
- 3) 同上、430頁。
- 4) 松戸清裕『ソ連史』（筑摩書房、2011年）、80頁。
- 5) 同上、80-81頁。なお松戸によれば、ソ連がドイツを中心に敗戦国から現物賠償として得た設備は、1946年から1950年までの第4次5か年計画における工業の基本建設のための設備のおよそ50%にもなったとの推計もある。しかし省庁間の資源の奪い合いやドイツとの技術水準の差などで機械や設備をうまく使いこなせず故障させたりして、現物賠償で得た設備や機械を効率的に利用していなかった、という指摘もあるという（同上、81頁。）
- 6) Edmund Pech, *Die Sorbenpolitik der DDR 1949-1970* (Bautzen : Domowina-Verlag, 1999), 24.
- 7) 木村護郎クリストフ『言語にとって「人為性」とはなにか：言語構築と言語イデオロギー：ケルノウ語・ソルブ語を事例として』（三元社、2005年）、125頁。
- 8) 同上、125頁。
- 9) 同上、125頁。
- 10) Pech, *Die Sorbenpolitik*, 27.
- 11) 木村護郎クリストフ『言語にとって「人為性」とはなにか』、126頁。
- 12) Pech, *Die Sorbenpolitik*, 27.
- 13) Ibid., 24.
- 14) Annett Bržanec, “Zur Geschichte der Domowina,” <http://www.domowina.de/domowina/zur-geschichte-der-domowina> (2015年12月8日検索)。
- 15) Detlef Kotsch, *Minderheitenpolitik in der SBZ/DDR nach dem Zweiten Weltkrieg : Die Sorben, sowjetische Besatzungsherrschaft und die staatliche Sorbenpolitik* (Potsdam : Verlag für Berlin-Brandenburg), 6.
- 16) Ludwig Elle, “Sorben in der Tschechoslowakei 1945-1949,” *Kakanien Revisited* 06/07 (2005) : 1.
- 17) Pech, *Die Sorbenpolitik*, 28.
- 18) Elle, “Sorben in der Tschechoslowakei,” 2.
- 19) Ibid., 2.
- 20) Ibid., 2.
- 21) Pech, *Die Sorbenpolitik*, 29.
- 22) Kotsch, *Minderheitenpolitik in der SBZ/DDR*, 4.
- 23) Pech, *Die Sorbenpolitik*, 28.
- 24) Kotsch, *Minderheitenpolitik in der SBZ/DDR*, 7.
- 25) Pech, *Die Sorbenpolitik*, 29.
- 26) Ibid., 30.
- 27) Ibid., 31.
- 28) Ibid., 29.
- 29) Ibid., 29-30.
- 30) Kotsch, *Minderheitenpolitik in der SBZ/DDR*, 8.
- 31) Ibid., 9.
- 32) Ibid., 8. なお同じページでコッチュは、ポーランド政府はポーランドに居住するソルブ人をドイツ人とみなしてドイツ人同様追放の対象としており、またチェコスロヴァキア側からすれば、ソルブ人のズデーテン地方への移住は、ドイツ人強制追放した後の人口のいわば「穴埋め」という意味があった、と指摘している。
- 33) Ibid., 9.
- 34) Elle, “Sorben in der Tschechoslowakei,” 3.
- 35) Pech, *Die Sorbenpolitik*, 31.
- 36) Ibid., 32.
- 37) Ibid., 32.
- 38) Ibid., 32.
- 39) Ibid., 33.
- 40) Ibid., 33.
- 41) Ibid., 34.

参考文献

- Bržanec, Annett. “Zur Geschichte der Domowina,” Domowina.
<http://www.domowina.de/domowina/zur-geschichte-der-domowina>
 (2015年12月8日検索)。
- Elle, Ludwig. “Sorben in der Tschechoslowakei 1945-1949.” *Kakanien Revisited* 06/07 (2005) : 1-8.
- 磯村尚弘「ドイツ民主共和国における少数民族政策」『貿易風：中部大学国際関係学部論集』（中部大学国際関係学部）Vol. 10（2015年4月）：171-180頁。
- 木村護郎クリストフ『言語にとって「人為性」とはなにか：言語構築と言語イデオロギー：ケルノウ語・ソルブ語を事例として』三元社、2005年。
- Kotsch, Detlef. *Minderheitenpolitik in der SBZ/DDR nach dem Zweiten Weltkrieg : Die Sorben, sowjetische Besatzungsherrschaft und die staatliche Sorbenpolitik*. Potsdam : Verlag für Berlin-Brandenburg.
- 松戸清裕『ソ連史』ちくま新書935、筑摩書房、2011年。
- 望田幸男、木村靖二、芝健介、高橋進、平島健司、斉藤哲『世界歴史大系ドイツ史3：1890年～現在』山川出版社、1997年。
- Pech, Edmund. *Die Sorbenpolitik der DDR 1949-1970*. Bautzen : Domowina-Verlag, 1999.